



令和2年5月7日



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休業要請の継続等について

(小山町 危機管理局)

1 概要

本町では、本年4月24日から5月6日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、町内の該当事業者約120者に、休業等をお願いし、5月1日付けで、当面の間、継続要請をさせていただいておりました。

今般、政府の緊急事態宣言の延長や、静岡県が休業要請期間を5月7日から5月17日までと定めたこと等に伴い、休業要請期間を5月17日(日)まで延長することといたしました。

2 内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 要請期間 | 令和2年5月7日(木)から5月17日(日)まで |
| (2) 要請内容 | 業務の休業(※部分休業も含む。)の継続
※部分休業
町民の生活に必要な業種について、営業時間の短縮や施設の一部休業等による対応 |
| (3) 対象業種 | ①飲食・宿泊機能を有する施設
②集客施設 |
| (4) 協力金 | <u>令和2年4月29日から5月6日までを第1期</u> とし、
<u>5月7日から5月17日までを第2期</u> として、休業要請に係る協力金を、それぞれ <u>30万円を上限</u> に交付します。
(詳細別紙チラシ) |

【問い合わせ先】

小山町 危機管理局

電話 76-5715

経済産業部 商工観光課

電話 76-6114

小 山 町

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町の要請に応じて施設の使用停止（休業要請）に御協力いただける事業者に対し、県の制度に上乘せ・拡大して協力金を支給します。

◆支給額 各期最大30万円

◆対象となる事業者

小山町が休業の要請をした宿泊施設、飲食店、その他観光施設等を運営する事業者

◆支給の要件

<第1期>（最大30万円）

・令和2年4月29日から同年5月6日までのすべての期間休業すること
（県制度の申請をする事業者は令和2年4月27日から同年5月6日まで）

・令和2年4月28日時点で営業実態があり、町税等の滞納が無いこと

<第2期>（最大30万円）

・令和2年5月7日から同年5月17日までの期間休業すること

・令和2年5月6日時点で営業実態があり、町税等の滞納が無いこと

（県制度の申請をする事業者は令和2年5月7日から同年5月17日まですべて休業すること）

※県の休業要請に対する申請は、県に直接お願いします。（第2期分）

◆申請方法（予定）

以下の資料を準備の上、小山町商工観光課へ提出

- (1) 小山町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書（様式第1号）
- (2) 法人税及び地方法人税の申告時に提出する法人事業概況説明書等又は1年間の売上高に相当する額が分かる書類
- (3) 小山町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力誓約書（様式第2号）
- (4) 休業、部分休業したことが分かる書類（休業中の写真やチラシ、掲載HPなど）
- (5) 振込先の口座がわかるもの（申請者の通帳）の写し
- (6) その他必要な書類（例：賃貸借契約書の写しなど）

※ 感染拡大防止のため、なるべく郵送で申請してください。

※ 確認のため、後日上記以外の書類を求める場合があります。

◆申請受付期間

令和2年5月7日～令和2年6月30日まで

◆申請・お問い合わせ

小山町役場商工観光課

〒410-1395

小山町藤曲57-2（本庁舎2階）

電話：0550-76-6114 FAX：0550-76-2795

小山町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 対象施設及び給付金額

★小山町要請施設(町外から人を呼び込む観光・宿泊・飲食施設等)

No.	施設の種類	町内施設の具体例	町協力金
1	宿泊施設	ホテル・旅館・民宿・山小屋 等	前年度売上／営業日数×休業日数 休業: 上限 30 万円 部分休業: 上限 15 万円
2	飲食店	レストラン・食堂・カフェ 等	
3	その他観光施設	ゴルフ場(クラブハウス・レストラン) レース場、カート場 等	

部分休業とは・・・①施設のうち、クラブハウスや宴会場等を休業する場合

②営業時間を通常の 1/2 程度短縮する場合

③夜間(18:00 以後)を休業とする場合

★静岡県要請施設(特別措置法施行令第 11 条に該当するもの)

ただし、④～⑥に掲げる施設は、建築物の床面積の合計が 1,000 m²超

No.	施設の種類	町内施設の具体例	県給付金+町協力金
1	劇場等	劇場、映画館 等	県協力金 一律20万円 + 前年度売上／営業日数×休業日数 完全休業のみ: 合計上限30万円
2	運動、遊戯施設	体育館、パチンコ店 等	
3	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、バー 等	
4	集会・展示施設	集会場、公会堂 等	
		ホテル又は旅館(集会部分)	
5	商業施設	生活必需品以外の販売店舗 サービス店舗(日帰り温泉等)	
6	学習塾等	学習塾その他学習支援施設 等	

※静岡県要請施設については、第 2 期分から外れる施設がございますのでご注意ください。